

「局激」基準見直し表明

防災担当相 豪雨の小山など対象

松本龍防災担当相は7日の記者会見で、公共土木施設の災害復旧事業に対する国の補助率をかき上げる「局地激甚災害」の指定基準を緩和する方向で見直すと正式に表明した。新基準は2010

年1月以降に発生した災害から適用する方針で、同年9月の小山町の台風9号による豪雨災害も対象となる見通し。

その上で、島根、鳥取両県の豪雪被害にも触れ、「いろいろな災害が起きている。新しい災害のメカニズムを解明する研究が民間も含めて必要だ」との認識も示した。

現行の局地激甚災害の指定基準は、自治体の財政規模にかかわらず、標準税収入に対する被害の査定事業費の割合が一律50%超のケースに限っている。新基準では、標準

施設の規準見直しは2000年以来という。

小山町長「大いに評価」

内閣府が局地激甚災害の指定基準緩和を発表したことに、指定対象

入りの見通しとなった小山町の高橋宏町長は同日、「現行の基準では厳しいと考えていた。政府が局地災害と自治体の財政実態を熟慮された決定だと、大いに評価している。地元国会議員をはじめ関係者の尽力に心から感謝します」と謝意を表明した。

同町は公共土木施設の復旧に必要な事業費を13

億6千万円と概算し、このうち9億6千万円が国庫補助対象となった。67%の国庫補助比率が、局激指定を受ければ10%程度かさ上げされ、残る起債や自主財源の負担分が減ると見込んでいる。